

平成 28 年 11 月から行われているフッ化物洗口について説明します。大分市の 12 歳児のむし歯本数は年々改善しているものの、平成 27 年度都道府県別 12 歳児一人平均むし歯本数が大分県は全国ワースト 2 位であることから、平成 28 年 11 月より大分市教育委員会が「大分市小中学校における歯と口の健康づくり事業」を行っています。「学校におけるむし歯予防手引」（大分市教育委員会作成）に則り歯みがき指導・食に関する指導・フッ化物の活用を三本柱とし、フッ化物の活用としてフッ化物洗口が行われています。平成 28 年度は小中 1 校ずつのモデル校において実施され、平成 29 年度からは小学校 14 校、中学校 2 校で行われています。対象校は、順次拡大していき、平成 32 年度には全小中学校で実施する予定になっています。

フッ化物洗口は、歯科医の指示書に基づいて行われ、保護者の同意を得た児童生徒を対象としています。週 1 回で年 36 回程度行われ、実施日時は各学校で決定します。フッ化物洗口液を薬剤師が希釈し、教育委員会が学校に配送し、学校の保管庫で管理・保管します。実施日に学級担任が紙コップに 10mL ずつ取り分けて児童生徒に配り、30 秒間ブクブクうがいをします。

学校薬剤師が薬局で行うことは、フッ化物洗口液の調整とフッ化物洗口液をいれるボトルの洗浄です。流れとしては、配送前日にフッ化物洗口液の調整を行い、クラス毎のボトルに入れて薬局で保管します。翌日に大分市教育委員会から委託を受けた配送業者が薬局にフッ化物洗口液が入ったボトルを取りに来て学校に配送します。同日に前回配送したボトルを配送業者が薬局に持ってくるので、それを洗浄して次回の調整時に使用します。

3. フッ素による歯面のコーティングで虫歯が予防できるという科学的根拠はあるのか。あるなら根拠データの出典を示されたい。

A：お尋ねの「歯面をコーティング」及び「歯面のコーティング」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

4. 歯磨き剤を使った後で口腔内をゆすがないという新しい歯磨き方法を宣伝し販売することは法的に許されているか。

A：お尋ねの「歯磨き剤」、「宣伝し販売する」及び「法的に許されている」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。なお、医薬部外品である歯磨き剤は、歯を磨くことを目的とした口腔用の外用剤であり、口腔内をゆすいで吐き出すことを行わずに、嚥下することを前提としてその製造販売の承認が行われているものではない。

8. エナメル質のハイドロキシアパタイトの水酸基がフッ素イオンと置換してフルオロアパタイトになるということを科学的に確認した実験データはあるか。あるならその出典を記されたい。

A：お尋ねのデータについては、いずれも把握していない。

10. エナメル質の初期齲蝕（白斑）は唾液中に存在する「過飽和」のリン酸イオンとカルシウムイオンが沈着することによって再石灰化を受け元通りに「回復」するというが、フッ素はそのときどのように作用するかメカニズムを示されたい。

A：お尋ねの「再石灰化」及び「そのとき」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

11. 再石灰化と歯石の生成するメカニズムの違いを記されたい。再石灰化するときのエナメル質の結晶はエナメル質の結晶が成長しているのか。それともリン酸カルシウムの結晶がエナメル質に付着しているのか確認したデータがあるなら出典を示されたい。

A：お尋ねの「再石灰化」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。